

民医連「コロナ禍を起因とした困窮事例 中間まとめ」

コロナ禍を起因とした困窮事例 中間とりまとめ （案）

2020年10月
社保運動・政策部

【調査の概要】

1. 事例収集目的

コロナ禍のもとで、地域に広がっている困窮の実態を明らかにして社会的に発信し、国民が安心して生きていけるよう、国の責任において社会保障制度の拡充、公的支援の強化を求めていくことを目的に、全日本民医連加盟事業所に向けて報告を呼びかけた。

2. 報告対象事例

「コロナ禍を起因として困窮に至った事例」とし、①各事業所（医科、歯科、介護、薬局等すべてを対象）でかかわった患者、利用者、その家族等に関わる事例、②事業所周辺地域を対象として実施しているコロナに関する生活相談や電話相談に寄せられた事例などを対象とした。

3. 提出方法

「コロナ禍を起因とした困窮事例（報告書）」に記入し、事業所、法人、県連を通じて全日本民医連にメールで提出することとした。

4. 実施期間

2020年7月20日より実施

第一次集約：2020年8月31日（月）

最終集約：2020年9月30日（水）

5. 10月1日現在の集約状況

727事例

6. 個人情報の取扱いについて

報告書には個人名、生年月日など個人が特定される情報を記載しないこと、また、発表にあたって個人が特定されないよう配慮することとした。なお、各事業所において、事例提出にあたっては、それぞれの法人・事業所の個人情報の取り扱い等の規定に従うこととした。

【中間とりまとめについて】

今回は中間とりまとめとし、全報告事例の中から、コロナ禍によって本人、または家族の収入減、失職、廃業・倒産による困窮の実態が明確に記載されている435事例にしづり、まとめを行った。困窮の背景として、コロナ禍以外の要因が考えられる事例は除外した。

【調査結果について】

1. 全体的な傾向 別紙参照

2. 事例の特徴

①もともと経済的な不安定層に、コロナ禍が追い打ちをかけていっそう困窮に陥っている

- ・40～50代の働く世代層の事例の多くは、圧倒的にもともと不安定雇用層が多く、生活相談会や電話相談などでつながれた事例
- ・高齢者層の多く、とりわけ独居世帯は、もともと年金だけで暮らせず不安定雇用に就くことで収入を得て生活しており、収入減や失職等で立ち行かなくなったり
- ・20代は、事例数は23と少ないが正規雇用はひとりもいなかった
- ・女性の事例は、多くが不安定雇用で預貯金などの蓄えも少なく、収入減や失職により一気に困窮に陥った
- ・上記のようにもともと経済的に困難な層は、すでに税・保険料等、公共料金の滞納や借金等もあり、特定給付金も焼け石に水の状態で生活を安定させるには不十分
- ・生活保護利用については、車の所持、持ち家のために、生活保護をあきらめているケースが少なくない
- ・雇止めによる退寮や、家賃の支払い遅滞等によって住まいを失った事例も散見された

②困窮が医療等へのアクセスを阻害し、重症化や手遅れを招きかねない事態が生じている

- ・経済的困難による受診控え（未受診、中断）によって、症状が悪化してから受診、あるいは救急搬送されるという事態が起きている。手遅れ死亡事例の予備軍とも言える
- ・手元に保険証がない（無保険）ケースも多い。コロナ禍では感染拡大への対策から、資格証明書は短期保険証とみなすとする通知を厚生労働省が出したが、手元に保険証がなければ受診を控えてしまい、通知の趣旨が生かされていない
- ・ネットや口コミ等で無料低額診療事業を知り、受診にいたった事例もあった

③以前より支援が必要な課題を抱えた世帯などが、いっそう困難になっている

- ・ひとり親世帯や、本人・家族に障がいや精神疾患等のあるケース、高齢の親と単身の子の世帯などが、いっそう困難になっている
- ・「相談先がなかった」などの訴えもあり、地域での孤立が懸念される
- ・行政窓口に相談に行っても、生活保護利用など、必要な制度利用への支援が得られない事例も少なくない

④外国人の医療費に関する相談は多くないが、利用できる制度がない場合もある

- ・在留資格があってもコロナの影響で収入減、失職等で医療費が払えない
- ・観光ビザで入国中、渡航不可となり帰国できず、要治療にもかかわらず保険なく治療できない

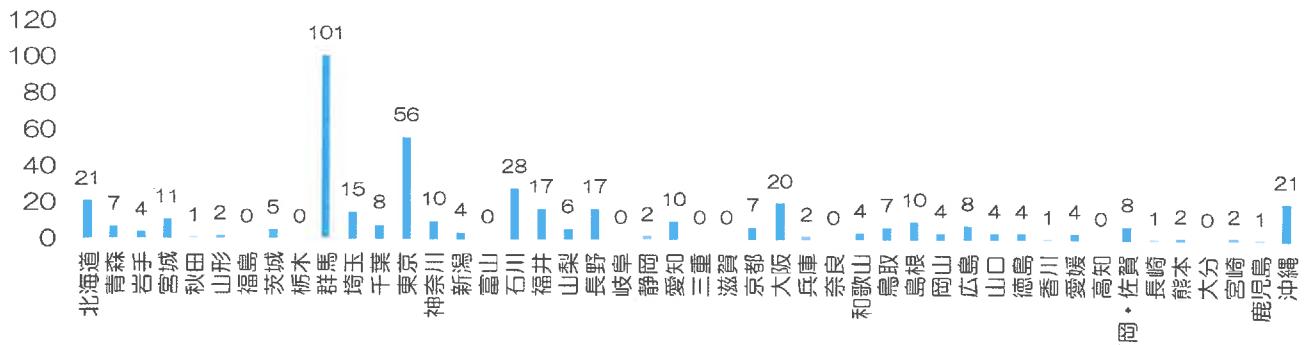
2020/10/8提出分まで

コロナ禍を起因とした困窮事例（経済的困窮 435事例）

この集計結果は、全国から寄せられた727事例のうち、コロナ禍を背景に経済的に困窮していることが確認できた事例に絞り込んだものです。

【県連別報告数】

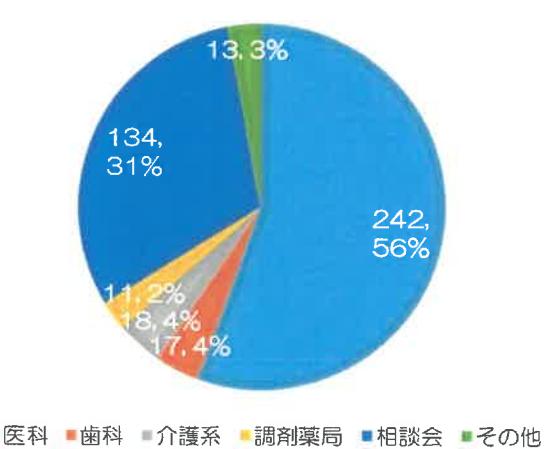
県連別報告数



コメント：経済的な困窮事例としては、群馬がもっとも多く101件だった。群馬は反貧困ネットワークなどと協力して「何でも相談会」を旺盛に実施しており、群馬は報告の全件が「相談会」（相談窓口）で聞き取った事例。次いで東京、石川、北海道、沖縄、大阪の順で20件以上の報告があった。

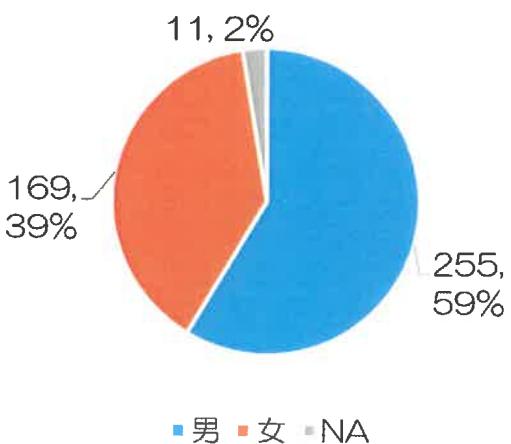
【報告事業区分】

報告事業区分



【性別】

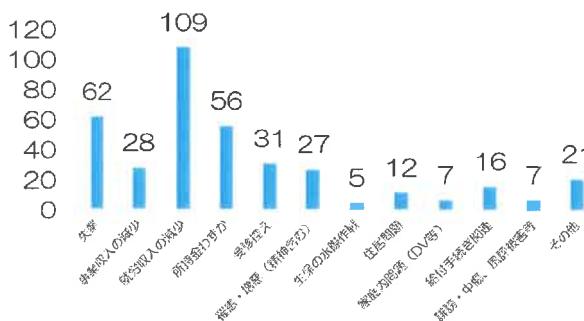
男女の割合



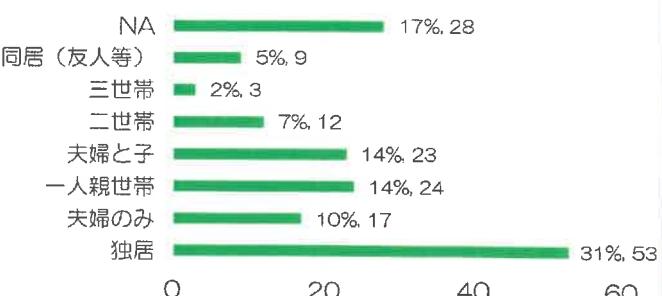
コメント：その他には、共同組織や医療生協の支部などからの報告が主。

コメント：およそ男性・女性の比率は6：4だった。手遅れ死亡事例調査と比較して、女性の割合は若干高い傾向。

女性の困窮要因

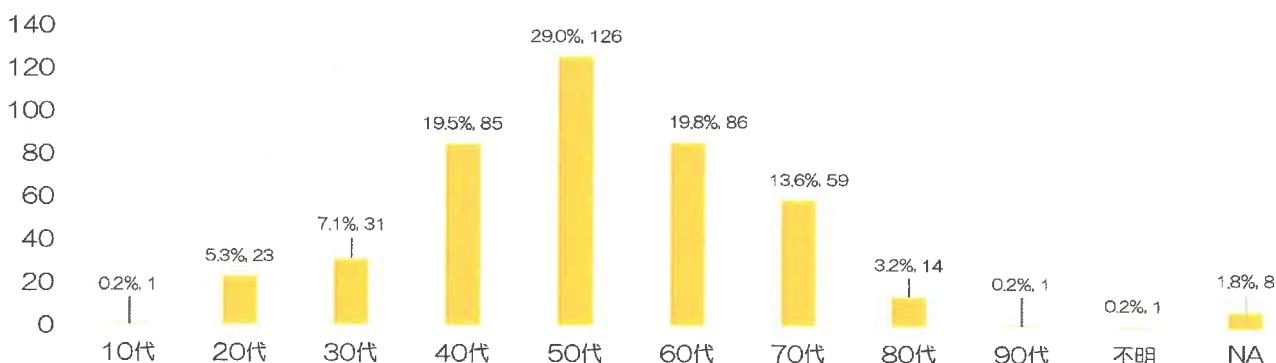


女性（169人）の家族構成



【年代】

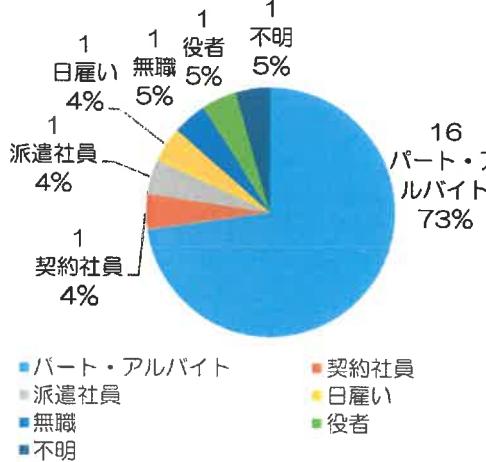
事例の年代



コメント :

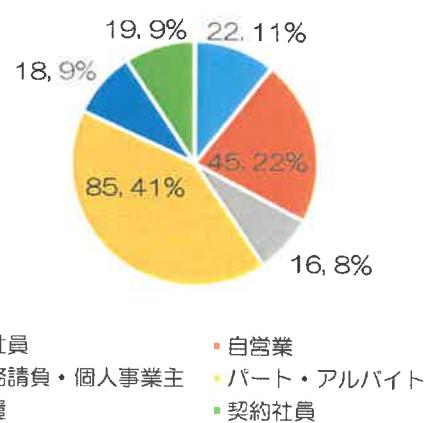
- ・20代 コロナ禍により無職に至る前の就業状況を調べたところ、23人のうち22人が就労。内定取り消しも含まれる。パート・アルバイトが7割以上で正社員はなかった。
- ・30代～60代のうち職種的回答が「無職」、「その他」、「NA」を除外した205人の職業は、「パート・アルバイト」、「派遣」、「契約社員」が約6割を占めた。
- ・70代のうち職種的回答が「無職」、「その他」、「NA」を除外した59件で就労者（タクシードライバー、飲食店、自営業、日雇い労働等）は50件でいずれもコロナ禍により仕事が無くなり（減り）困難。「年金だけでは生活できない」と、コロナ禍までアルバイト等で年金の足しにして生活を維持してきた事例が複数。
- ・80代以上の高齢者は、生計を共にする家族の失業や収入減による困難。

20代 職業



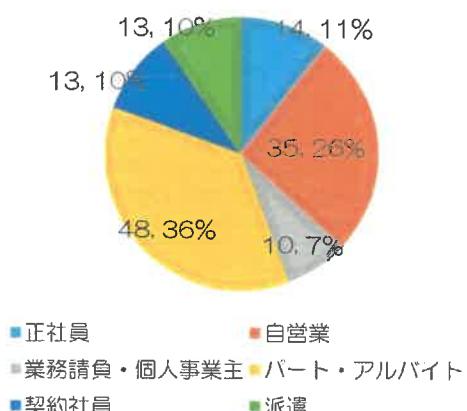
30～60代 職業

※無職・その他・NA除外した205人



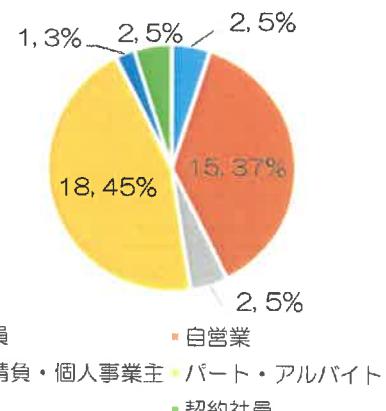
40～50代 職業

※無職・その他・NA除外した133人



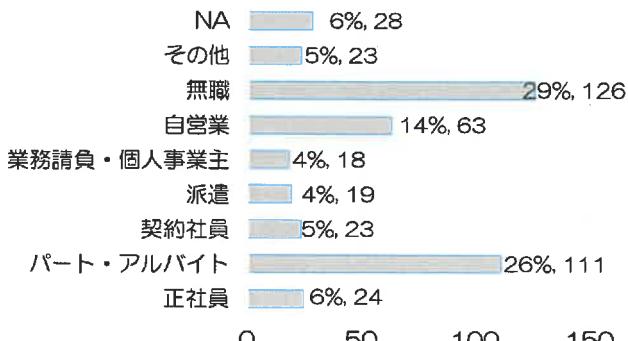
70代 職業

※無職・その他・NAを除外した40人



【職業・地位別】

職業・地位別



コメント：無職には、失業によって無職となった79人が含まれる。非正規労働者が真っ先に失業、あるいはアルバイトの時間短縮などによる就労収入の減少により困窮。

【家族構成】

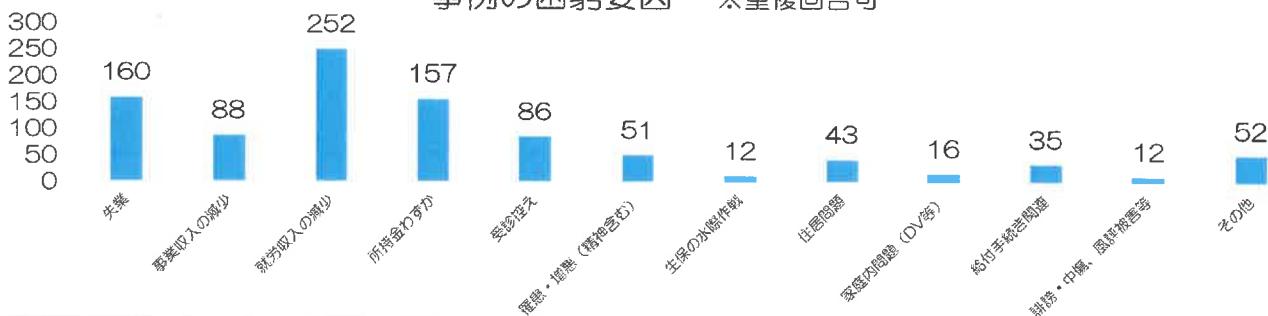
家族構成



コメント：独居が最も多く、45%を占めた。

【事例の困窮要因】

事例の困窮要因

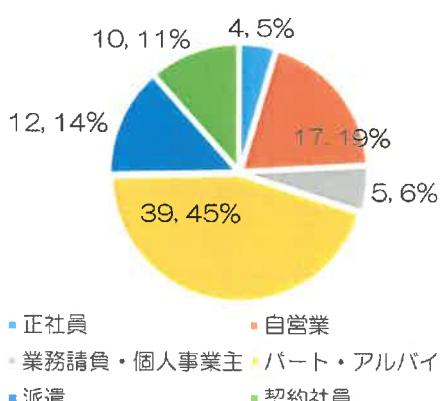


コメント：無職（126）よりも失業（160）が多いのは、生計を共にする家族の失業によって困窮した事例が含まれるため。「生保の水際作戦」12人のうち、12人全員が「所持金わずか」であった。「働ける年齢」、「離婚しなければ受給できない」などの理由で門前払い。「持ち家」「車の所有」などの理由で申請不受理。

【困窮要因「所持金わずか」と「職業】

「所持金わずか」と職業

※無職・その他・NAを除外した87人



コメント：「パート・アルバイト」「派遣」「契約社員」で7割を占める。正社員はわずか5%、蓄え（預貯金）もすぐに底を尽きて、困窮に陥っていると推察される。

全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）

1953年結成

加盟事業所数 1772事業所（2020年9月現在）

内訳：病院142、診療所486、歯科78、薬局350、訪問看護241、
特養37、老健51、看護学校等8、その他

職員数 8万2千人

共同組織（医療生協組合員、友の会会員）371万（2020年1月現在）

〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター7F

TEL. 03-5842-6451 FAX. 03-5842-6460

E-mail min-iren@min-iren.gr.jp

URL <https://www.min-iren.gr.jp/>

民医連 コロナを起因とした困窮事例報告 鳥取からの報告7例まとめ

2020年10月 県連社保平和委員会

1

■ケース1 就労収入の減少

- ・学校の警備員としてパート就労。新型コロナウイルスにより1か月以上休職し医療費の捻出が難しくなり無料低額診療事業の申請を希望された。

・男 30代 パート・アルバイト

・就労収入の減少

・無呼吸、精神疾患

2

■ケース2 失業／受診控え／所持金わずか／罹患・増悪

- ・配達業のアルバイト。肝障害の病状悪化し緊急入院。病状に加え、新型コロナウイルスの影響で仕事減少したことを探して退職を言い渡された。自宅退院となつたが収入が途絶絶食を始めたため無料低額診療を申請。また、半年前から歯が抜け歯数本のみで、入れ歯作成希望あり。歯科クリニックも同時に申請した。

・男 50代 パート・アルバイト 独居

・生活保護に拒否的

3

■ケース3 失業

- ・男 40代 パート・アルバイト 二世帯 同居母は精神疾患あり他院通院中
- ・スーパーにパート就労。無料低額診療全額減免中。新型コロナウイルスの影響で仕事量減少の中、契約期間満了となり失業。就職活動中だが、当面収入の見通しが立たず、無料低額診療の更新を希望された。

4

■ケース4 就労収入の減少

- 男 70代 パート・アルバイト 独居
 - 心疾患による就労制限で、世帯収入が減少していたため無料低額診療事業の全額減免などなつていた。就労制限が徐々に解除になつていていたため無料低額診療事業の終了も検討していたが、新型コロナウイルスにより仕事がなくなり継続して無料低額診療の更新を行つた。

5

■ケース5 事業収入の減少

- 女 90代 無職 息子と二人暮らし
 - 新型コロナウイルスの影響で息子の事業収入が更に落ち込み、毎月赤字の状況。持続化給付金を受給しても一時的で、事業の状況は変わらず適用中だった無低診の更新をおこなつた。
 - 保険証 本人：後期高齢者医療 息子：国保

6

■ケース6 就労収入の減少

- 女 40代 パート・アルバイト 親と子の同居家族
 - 主介護者の就労収入減少による通所利用控えと、それによる家族の介護負担増
 - 訪問看護、通所介護の利用はあるが、収入減により利用控えをされており、肺炎で入退院を繰り返している。また、入院のたびに少しずつ体重減、ADL低下が進んでおり、家族の介護負担増とストレスが溜まつていてる。

7

■ケース7 失業／喘息症状のため仕事に行けない

- 女 40代 パート・アルバイト 夫婦と子
 - 保育所の清掃の仕事をしていたが、新型コロナ感染症の問題が起き、喘息症状がある本人は仕事に出られなくなつた。
 - 本人、夫とも収入無し。

8

- 全体像■
- 困窮の主要因となつたこと
- ・就労収入の減少…4人
- ・失業…3人

年齢や性別

- ・最多が40代（3人）、30代、50代、70代、90代（！）各1人
- 雇用形態
- ・90代無職を除いて全員が「パート・アルバイト」

9

■すこし視野を拡げて…■

■国内の6万3000人超が、新型コロナウイルスの影響で失業

（10月6日厚生労働省発表）

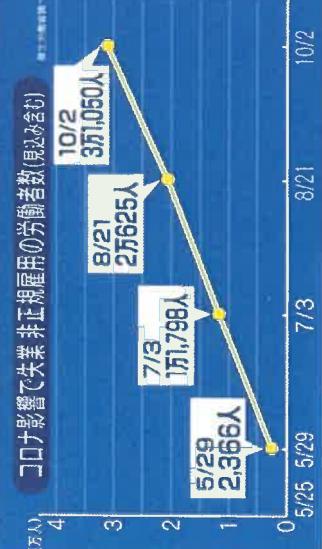
全 体	6万3,347人
製造業	1万1,072人
飲食業	1万78人
小売業	8,765人
宿泊業	7,977人

※失業理由は、解雇や契約を更新されない「雇い止め」でした

10

非正規労働者が打撃を受けている

ことし5月25日から10月2日までのデータ



いづれの調査もハローワークなどで把握できた人数。だから、仕事を失つた人は実際にはさらに多いとみられます。

11

全国で起きていることとして、鳥取でキャッシュレスは、同じ傾向になつている



12

**Q、各報告の「転
帰」の部分を読ん
でみて…この患者
さんたちには、こ
の先、心配はなく
なったのかな?**



それぞれの患者さんの着地状況

- ハートフルサポートセンター、社協、市役所に相談して生活保護申請に至った。
- 世帯収入は生活保護基準額の127%。申請を行い無料低額診療全額減免。ふたたび就労できれば無料低額診療事業は終了住居確保給付金も申請され、3か月分の家賃の給付を受けた。
- 世帯収入は生活保護基準額の111%。生保の申請は、以前生保を受給時に近隣で噂が広がったことを理由に強く拒否。当院・歯科クリニック無料低額診療事業、全額減免となり、外院・歯科通院中。次回更新時に仕事が見つかっていないければ、生保申請を勧めている。
- 住宅確保給付金を申請し、家賃3ヶ月分の給付を受けた。
緊急小口資金を申請し、家賃3ヶ月分の給付を受けた。

A、安心できません—

困っている人自身が「困ってる！」を発信しないと、途方に暮れたまま（埋もれる）

利用できる制度に 支給の期限がある

利用できる制度に 給付型が少なく「借金」だ

- 世帯収入、生活保護基準の114%。全額減免で無低を継続。
- 住居確保給付金も申請、3か月分の家賃の給付を受ける
- 世帯収入、生活保護基準の16%（特徴化給付金や特別定額給付金を除く）。無低の全額減免で継続
- 介護負担軽減のため特別養護老人ホームの申込をおこなった。
- 無料低額診療事業を更新申請した。失業のため、当面収入の見通しがない状況を考慮し特例で全額減免適応となつた。
- 失業給付申請中だが、3か月間の給付制限あり。
- 生命保険・車所持あり、生活保護は対象外。
- 訪問看護、通所介護の利用はあるが、収入減により利用控えをされており、肺炎で入退院を繰り返している。また、入院のたびに少しずつ体重減、ADL低下が進んでおり、家族の介護負担増とストレスが溜まっている。

少子化社会対策大綱（概要）

～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～

＜背景＞

- ・少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、社会経済に多大な影響
- ・少子化の主な原因は、未婚化・晚婚化、有配偶出生率の低下
- ・希望の実現を阻む陰路を打破するため、長期的な展望に立ち、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進める必要
- ・新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- ・学校の臨時休業等により影響を受ける子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める

＜基本的な目標＞

- ・「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望する数の子供を持つる社会をつくる（結婚・妊娠・出産・子育てにおける自由な選択を基づくものであり、個人の決定に特徴の尊重を押し付けたり、プレッシャーを与えることがあってはならないことに十分留意）

＜基本的な考え方＞

結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備

結婚を希望する者への支援
男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
働き方改革と暮らし方改革

多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）
在宅子育て家庭に対する支援
多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

施策の推進体制等

- ・有識者の意見を聞きつつ、施策の進捗状況等を検証・評価する体制を構築し、PDCAサイクルを適切に回す
- ・施策について数値目標を設定とともに、その進捗を定期的にフォローアップ※2
- ・更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討
- ・少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抄）第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。
- ・本大纲については、施策の進捗状況とその効果、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目処に見直しを行うこととする。

施策の具体的な内容

別添 1

I 重点課題

1 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

I-1 (1) 若い世代が将来に展望を持つ雇用環境等の整備

(経済的基盤の安定)

○若者の雇用の安定

- ・25~34歳層の不本意非正規雇用労働者割合が他の年齢層よりも高い状況を踏まえ、わかものハローワーク等における正社員化支援や、公的職業訓練を実施するとともに、キャリアアップ助成金や人材開発支援助成金の活用促進などにより、引き続き正社員転換等の取組を進める。
- ・また、好景気においてもなお様々な事情により就職に困難を有する若者が、将来、不本意非正規雇用労働者とならないよう、新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等においてきめ細かな支援を引き続き実施し、希望に応じた着実な就職と定着につなげる。

○非正規雇用対策の推進

- ・同一労働同一賃金の実現に向け、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するなど、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組むとともに、正規雇用労働者への転換に向けた取組を推進する。

○結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施等

- ・現在、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進し、若い世代を支援することを目的として、父母・祖父母等が子・孫に対し結婚・妊娠・出産・育児や教育に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与税を非課税とする措置を講じている。
- ・社会状況や適用実態、国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利用者の負担軽減措置について検証しながら、今後の支援の在り方について、検討を行うこととする。

I-1 (2) 結婚を希望する者への支援

○雇用によらない働き方の者に対する支援

- ・多様な働き方の一つとして、希望する個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整えるため、雇用によらない働き方の保護の在り方について、実態を把握・整理した上で、今後の政策の方針を検討する。

(暮らし方改革)

○地域活動への多様で柔軟な参加の促進

- ・学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2(1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

(子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減)

○児童手当の支給・在り方の検討

- ・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を対象として児童手当を支給する。
- ・児童手当について、多子世帯や子供の年齢に応じた給付の拡充・重点化が必要との指摘も含め、財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討する。

○幼児教育・保育の無償化の着実な実施

- ・2019年10月から実施されている、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を着実に実施する。

○高校生等への修学支援

- ・2020年度から実施する私立高等学校授業料の実質無償化を着実に進め、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等により、高等学校段階の教育費負担の軽減を図る。

○高等教育の修学支援

- ・真に経済的支援が必要な子供たちが経済的な理由によって大学等への進学を断念する事がないよう、2020年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度を着実に実施するとともに、中間所得層におけるアクセスの機会均等について注視・検討する。
- ・高等教育の修学支援新制度について、少子化対策として実施していることに鑑み、その成果や実施状況を踏まえ、多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討する。

○国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援

- ・子供の数に応じた国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援を着実に実施する。

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

- ・「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、実施主体である市町村が住民のニーズを把握した上で、地域の実情に応じて子ども・子育て支援の充実を図る。また、その更なる「質の向上」を図るために、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

(保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらない多様な保育・子育て支援の拡充)

○保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらない多様な保育・子育て支援の拡充

- ・認定こども園については、地域子育て支援拠点事業の活用等により、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談・援助など、地域における子育て支援を充実する。
- ・利用者支援事業については、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化の推進を図る。特に、待機児童の解消を図るために、保育コンシェルジュを活用し、保育所等の利用について、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行う「寄り添う支援」を実施する。
- ・地域子育て支援拠点事業については、子育て家庭等の育児不安に対する相談・援助や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援

・「国民健康保険等に係る世帯数等に関する調べ」（鳥取県）

国民健康保険等に係る世帯数等に関する調べ

国民健康保険

(R2.6.1現在)

保険者名	世帯数	滞納世帯数	短期証交付世帯数	資格証交付世帯数	備考(滞納額:円)
1 鳥取市	23,860	2,714	1,152	56	210,282,595
2 米子市	18,583	2,193	1,010	276	169,419,151
3 倉吉市	6,798	439	163	49	43,163,558
4 境港市	4,257	419	140	27	30,513,878
5 岩美町	1,696	91	82	0	10,236,585
6 八頭町	2,223	108	35	0	9,647,473
7 若桜町	475	22	7	0	1,012,282
8 智頭町	1,054	40	16	0	2,936,400
9 湯梨浜町	2,211	76	23	0	10,033,140
10 三朝町	945	60	8	3	4,852,600
11 北栄町	2,245	56	7	3	6,356,387
12 琴浦町	2,433	86	49	0	13,999,612
13 南部町	1,453	136	69	0	6,913,760
14 伯耆町	1,588	72	47	0	5,404,280
15 日吉津村	417	24	7	0	2,601,920
16 大山町	2,515	230	82	0	14,706,917
17 日南町	700	34	13	0	3,771,120
18 日野町	459	8	8	0	1,958,600
19 江府町	358	16	4	0	1,517,900
合計	74,270	6,824	2,922	414	549,328,158

後期高齢者医療

保険者名	被保険者数	滞納被保険者数	短期証交付者数	資格証交付者数	備考(滞納額:円)
鳥取県 後期高齢者医療広域連合	92,572	598	155	0	19,525,748

(県医療・保険課作成)

※備考(滞納額)については、平成31(令和元)年度決算の状況

・コロナの影響による国保減免申請について

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険料の減免申請について

1. 減免を検討する前に

以下のことをご確認ください。

①倒産、解雇等で失業された方

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが 11、12、21、22、23、31、32、33、34 の方は、申請により保険料を軽減します。申請方法は下記お問い合わせ先にお尋ねください。

ただし、離職時点で 65歳未満の方が対象です。

主たる生計維持者がこの軽減に該当する場合は、減免の対象になりません。

※給与収入以外に事業収入等の減少が見込まれる場合は対象になる場合があります。

②社会保険の扶養について

ご家族の方が加入中の社会保険の被扶養者になれる場合があります。

その場合、被扶養者となった月以降の国民健康保険料はかかりません。

職場または社会保険の事務所にお問い合わせください。

2. 減免の対象となる世帯

下記の<1>または<2>に該当する世帯。

<1>新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

<2>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入)の減少が見込まれ、次の i ~ iiiまでの全てに該当する世帯

- i) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の 10 分の 3 以上
- ii) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下
- iii) 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下

3. 対象となる保険料

令和元年度分（第 9 期～第 10 期）及び令和 2 年度分保険料

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月からの保険料が対象です。

令和2年主たる生計維持者の収入が
3割減少見込みの世帯

4. 申請について

減免には申請が必要です。減免申請書に必要書類をそろえて申請してください。

5. 注意事項

- ・減免申請しても必ず減免になるとは限りません。申請内容は審査して、減免が必要と認められた場合に減免となります。審査の結果は、世帯主へ通知します。
- ・減免申請から通知が届くまでの間に納期を迎える保険料については、減免前の金額で納期限内に納付してください。
- ・納期限内に納付が難しい場合には、収納推進課で納付猶予をご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免

国民健康保険料減免申請書

鳥取市長 深澤 義彦 様

令和 年 月 日

記号番号 33-

申請者住所
(納付義務者)

氏名 (印)

電話番号

鳥取市国民健康保険条例第23条第1項の規定により、下記のとおり国民健康保険料の減免を申請します。

1. 減免を受けようとする年度及び納期

令和2年度分 (期 ~ 期)

令和元年度分 (期 ~ 期)

<令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限となる保険料>

2. 減免を受けようとする主たる生計維持者の事由

主たる生計維持者	氏名	
① <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症による死亡または重篤な傷病		
<input type="checkbox"/> 死亡 死亡日 (年 月 日)		
<input type="checkbox"/> 重篤な傷病		
② <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少		
<u>収入減少の理由</u>		
<input type="checkbox"/> 給与収入の減少 (ア)		
<input type="checkbox"/> 事業収入の減少 (イ)		
<input type="checkbox"/> 事業等の廃止 (ウ)		
<input type="checkbox"/> 失業 (エ)		
<input type="checkbox"/> その他 ()		
※上記以外の理由の場合は、別途申請をお願いする場合があります。		
※懲戒解雇・令和元年中の離職の場合は対象になりません。		
◎下記の添付書類を提出してください。		
① 「死亡診断書」「医師の診断書」		
② - (ア) → 「給与明細書の写し」 (令和元年分及び令和2年分)		
- (イ) → 「帳簿等の写し」 (令和元年分及び令和2年分)		
- (ウ) → 「廃業届出書(控)」等の廃業を証明するもの		
- (エ) → 「雇用保険受給資格者証」等の失業を証明するもの		

支払困難となった時期と理由を詳しくお書きください。

3. 世帯の構成

氏名	続柄	年齢	加入している保険	勤務先等	(円) 令和元年度 合計所得額※
	世帯主		国保・社保・後期		
			国保・社保・後期		

4. 主たる生計維持者の収入状況

収入の種類	令和元年 収入額 (A)	令和2年収入額			摘要
		1月～月 (実績)	月～12月 (見込み)	年間収入額 (見込み) (B)	
給与収入					
當業収入					
農業収入					
不動産収入					
山林収入					

※国や県から支給される各種給付金（特別定額給付金・持続化給付金等）は含めないこと。

※保険金や損害賠償金等により補填される金額は含めないこと。

5 同意書

下記の2つの事項について同意します。（同意する場合は☑してください）

- 減免決定のために必要があるときには、私、私の世帯員の資産及び収入の状況について、鳥取市が官公庁、銀行、保険会社、雇用主その他の関係者に対して、調査・報告を求ることを同意します。
また、調査・報告の要求に対して、私が調査、報告先に対して同意していることを伝えても構いません。
- 減免により還付金が発生し過年度の保険料に未納がある場合は、充当しても構いません。

<事務処理欄> 添付書類チェック

・新型コロナウイルス感染の確認書類

減収割合 $(1 - B / A) \times 100$

医師による診断書

%

・収入状況の確認書類

給与明細書の写し：給与収入がある場合

帳簿の写し：営業所得がある場合

その他 ()

・廃業の確認書類

・失業の確認書類

廃業届出書（控）

雇用保険受給資格証明書

国保減免（新型コロナ）問題点

1、世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額が0円またはマイナスの場合は対象外

具体的には

令和1年

營業收入 1000 万

當業所得△50 万

不動産収入 200 万

不動產所得 60 万

A small black arrow pointing to the right, indicating the direction of the next section.

令和2年営業収入見込み 700 万未満でも前年所得がマイナス(確定申告書①欄)のため対象外。国保料わずか 19,600 円なのに。(1人世帯 40 歳未満)

2、世帯の主たる生計維持者や被保険者の前年（令和元年）の合計所得が0円またはマイナスの場合は対象外

具体的には

令和1年

営業収入 1000万

営業所得△50万



令和2年営業収入見込み 700万未満でも前年合計所得がマイナス（確定申告書⑨欄）のため対象外。国保料わずか 19,600円なのに。（1人世帯 40歳未満）

令和2年3月13日 令和01年分の税金及び
確定申告書B

住所	福岡県福岡市西区治105-2	氏名	民商 太郎
収入金額等	1,000,000	税金の計算	0.00
所得金額	-500,000	その他の	0.00
差し引かれる金額	660,000	延納期出額	0.00
合計	660,001	備考	

第一表 この用紙は控用です。

複数特別所得税額の記入をお忘れなく。

- 収受審査を経験された方は、収受日付印を押なしちゃいますので、合意書提出時に請求してください。（内容を説明するものではありません）
- 特別所得税額の説明が必要な方は、特別説明書をご利用ください。
- この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要があります。

3、世帯の主たる生計維持者以外の収入源は減免対象にならない。

具体的には

令和 1 年

夫営業収入 2,000 万

営業所得 300 万

妻専従者給与 200 万



令和 2 年、夫営業収入見込み 1,200 万、妻専従者給与見込 100 万になつたら、夫の所得に対応する国保料は減免になるが、妻の所得に対応する国保料は減免にならず。

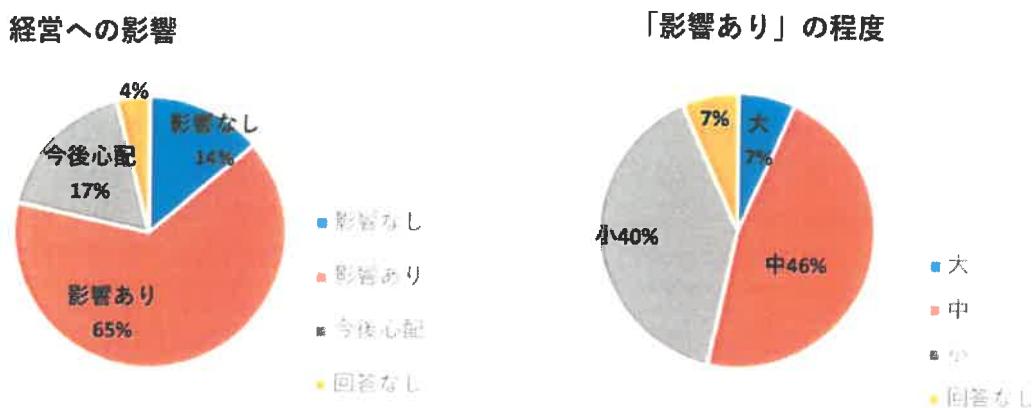
1 及び 2 の事例で減免対象にならない人が鳥取民商会内でも 10 名以上いる。

新型コロナウィルス感染拡大の影響に関する緊急アンケート 実施結果報告書 (各サービス計)

【調査対象等】

調査実施月	2020年7月
調査対象	鳥取県内の介護サービス事業法人
調査方法	ファックスによる送信及び回答
対象数と回答	アンケート依頼 回答 51 事業所

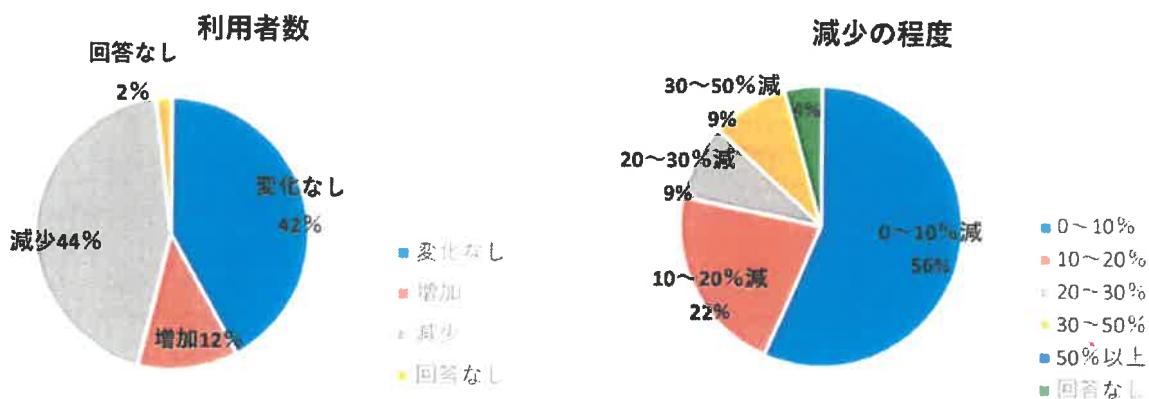
1.新型コロナウィルスが経営にどれくらいの影響を与えたか



・介護事業所の66%（33件）、3分の2は経営への影響を受けており、その影響度は中程度が46%（14件）で最も多く、次いで小程度が40%（12件）、大きな影響という事業所も7%（2件）ある。

2.利用状況（今年4月と前年4月との比較）

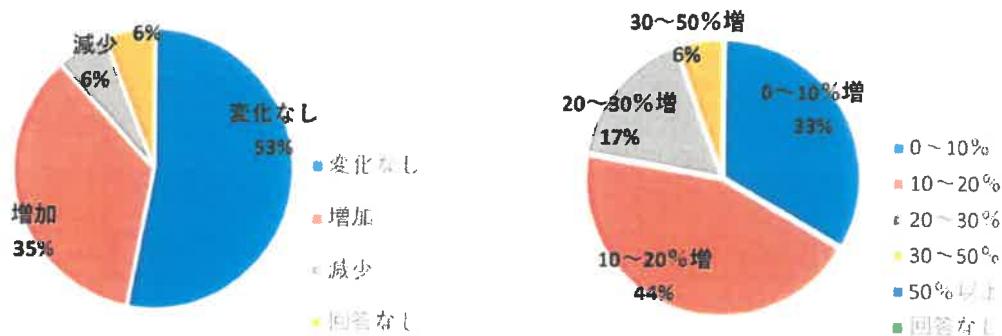
①利用者数



・利用者の数の減少は44%（22件）の事業所でみられ、変化なしが42%（21件）、増加も12%（6件）あり、影響を受けていない事業所では利用が増加している事業所も一定数ある。減少の程度は、0～10%減が56%（13件）で最も多いが、30～50%減という非常に厳しい減少も9%（2件）発生している。

②予約の延期やキャンセルの件数

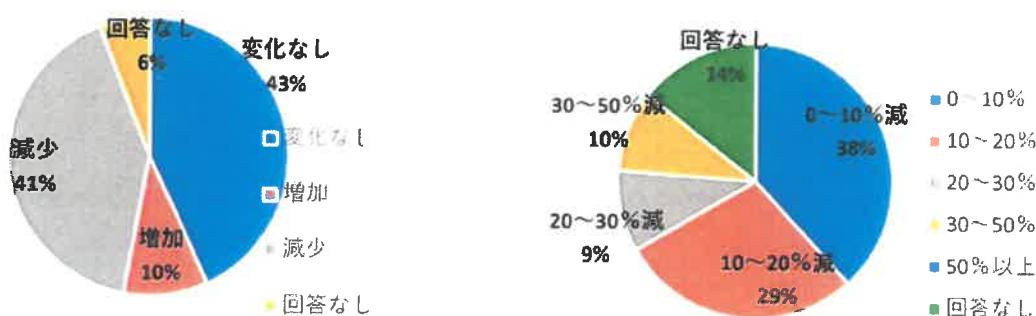
予約の延期・キャンセル件数



・予約の延期やキャンセルといった現象は53%（27件）の事業所では起きていないが、35%（18件）の事業所では発生している。その増加の程度は10～20%の増が44%（8件）で最も多く、次いで0～10%の増が33%（6件）だが、30～50%の増という事業所も6%（1件）発生している。

③介護保険収入

介護保険収入



・介護保険収入は、変化なしが43%（22件）と最も多く、41%（21件）が減少となっている。逆に増となっている事業所も10%（5件）ある。減少の程度では、0～10%減が38%（8件）と最も多く、次いで10～20%減が29%（6件）であるが、30～50%減という極端な減少も10%（2件）発生している。

④利用控え、訪問先から断られる等気づいた点や困った点（自由記載）

<通所系サービス>

- ・住宅系へ入所中の利用者は、入居者を外に出さない、外部から人を入れないとされ、通所サービスが中断した。
- ・利用者数が減っても、新規利用者の紹介など、他の事業所の訪問が困難である。
- ・利用者の利用控え、特に高齢者住宅の運営法人から通所利用を断られた。
- ・家族の仕事が休みになったためにキャンセルされたり、長期間の休み等、また町から受託している事業が休止となり、一定期間営業ができなかった。（介護予防）
- ・利用者の利用自粛、デイサービス利用が入居されているサービス付き高齢者住宅の外部サービスの利用自粛。
- ・漠然としたコロナ不安による欠席、中止。先の見通しが立たない利用。コロナ休みの方に対して、利用を辞めもらうことができず対応が難しい。
- ・新規利用が見込めず、利用者のキャンセルが多い。※特に老人ホーム入所中の方が外出禁止となる。
- ・皆さんウィルス感染を気にして休まれていた。
- ・入居施設からの外出制限で、中重度者の利用が落ち、中重度体制加算の要件に足りない状況となった。今年度の

利用は昨年度と同様の割合を認めるといった特例措置はできないものか。

- ・感染予防対策でとのことで、サ高住入所者が同一法人の通所事業所の方へ通うよう促されたり、デイサービス2ヶ所併用者が、どちらか1ヶ所にするよう他事業所から促されたりした。施設から通っている利用者が、施設外に出ることを禁止され2ヶ月利用控える事例も数件あった。

<訪問系サービス>

- ・通院同行サービスの利用が減った。外出を控えた為。
- ・利用者からのキャンセルはなかったが、コロナ発生に伴い新規利用を中止したり、県外からの家族の出入りがある利用者の利用制限をすることで収入減になった。

<入所施設サービス>

- ・特養は面会禁止となつたため苦情が出た。短期入所について、入所の制限をつけたため収入減となつた。
- ・ショート利用を控えた。

<入居施設サービス（特定施設）>

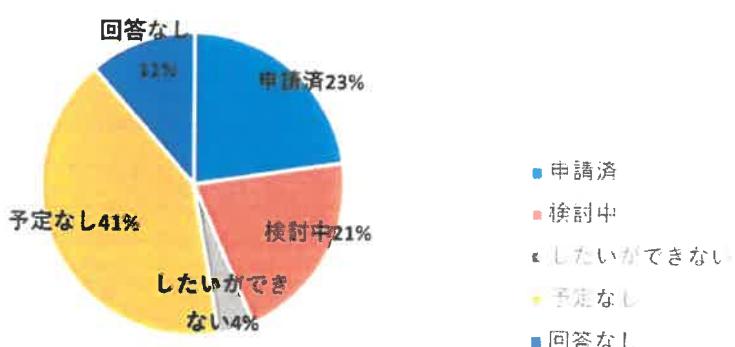
- ・病院や老健等が退院や退居の為の面談や外泊等が困難とのことで、話が進まずこちらの入居や退院につながらない。

<グループホーム>

4.国・自治体等の助成金や融資について

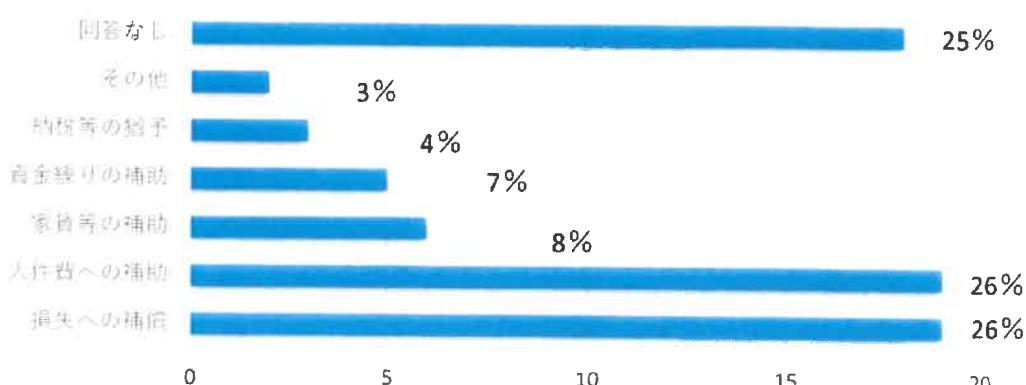
①申請する予定は

公的な助成金・融資の申請について



- ・公的な助成金（この時点では雇調金・持続化給付金）、融資（福祉医療機構）の借り入れは、23%（12件）の法人が申請済、申請検討中・下がれば行うを合わせると約半数となる。

②国・自治体等に創設・拡充を希望する支援策 ※複数回答可



③「その他」（自由記載）…

- ・全て医療に関するものが不足している
- ・納税額の減額

・創設、拡充を求める支援策としては、人件費への補助、損失への補償が26%（19件）と最も多くなっている。回答なしの25%（18件）は影響を受けていない事業所と思われる。資金繰りの補助を求める声も7%（5件）あり、福祉医療機構への借入申請を12件が行っていることと合わせ、資金繰り問題に発展している事業所が一定数存在している。

5.コロナ感染拡大に伴う感染防止対策、事業所経営、スタッフの雇用などでの不安やお困りごと、その他、行政への要請、ご要望（自由記載）

<通所系サービス>

- ・施設でのコロナ発生時の対応、衛生用品等の不足と購入費増加によるコストアップ。
- ・当法人が、どれだけ対策をしていても、県外者の持ち込みがあった場合には対応がしにくい。
- ・幸い感染がありませんが、今後感染拡大がさらに広がり当社施設で感染が発生すれば資金よりマンパワー不足が当社としては懸念されます。
- ・いつまでこの対策支援があるのか不安。
- ・一人一人が気をつけなければ（自覚）行動に
- ・高齢者を受け入れる側として判断に迷う時が多くある日々を送っています。「県外（特別警戒区域）に出られたご家族がおられる場合は利用を止めるが警戒区域はいいのか？」など。こういう場合は待機するなど具体的なことを知りたい。
- ・納税について猶予ではなく減額をお願いしたい。

<訪問系サービス>

- ・営業に行けなかった。サ高住にお住いの利用者様に外出制限、面会等ご迷惑をおかけした。

<入所施設サービス>

- ・他県からの持ち込みで県内に発生した場合（クラスター感染）に、再度受け入れを制限するために収入が減少となるため、対策をして頂きたい。
- ・介護人員の補充。
- ・プラスチックグローブが手に入らない。ポリエチレン手袋では排泄介助を行いにくい。

<入居施設サービス（特定施設）>

- ・営業に行けなかった。サ高住にお住いの利用者様に外出制限・面会等ご迷惑をおかけした。
- ・施設内へのコロナ感染の拡大が不安です。日頃のスタッフの行動範囲もわからないなかで、どこでコロナに感染するかという不安もあります。

<グループホーム>

- ・施設内に感染者が発生した場合、職員や2W程度の自宅待機、入院等はたして現実となったらどうするのか対応策は検討しているものの恐ろしくて考えられない。

ケアニュース（シルバー産業新聞）2020/09/09

長野県飯田市 デイの介護報酬「2区分上位」分を市が独自補助

長野県飯田市では、新型コロナ感染拡大により影響を受けた通所介護事業所などが算定する介護報酬の上乗せ分を市が独自で補助している。6月に厚労省が上乗せ算定を認める通知を出したが、「利用者負担が増加する」「利用者の同意を得にくい」など不満の声があがっていた。

長野県飯田市は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、通所系サービスが実際の提供時間より2区分上位の時間区分で介護報酬を算定できる特例措置について、上乗せ分に相当する額を市独自で補助する。

厚生労働省は6月1日に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」で通所系サービスが実際の提供時間より2区分上位の時間区分で報酬を上乗せして算定できる旨の通知を行った。

しかし、利用者負担にも直結することから利用者からは不満・反対の声、説明を行う現場職員やケアマネジャーからは困惑の声があがっていた。

そこで、長野県飯田市は「通所系介護サービス事業所等の感染症対策への支援」として、予算8101万5000円を計上し、特例措置で利用者の同意が得られなかった事業所に対して、上乗せ分に相当する額の補助を行うこととした。

補助金額は「7月のサービス実績をもとに算出した2区分上位の介護報酬との差額×10円×9カ月分（2020年7月～2021年3月サービス分まで）」となる。

対象は▽通所介護▽通所リハビリテーション▽地域密着型通所介護▽認知症対応型通所介護▽短期入所生活介護▽短期入所療養介護——で、9月9日時点で市内87事業所中45事業所が申請している。第12報の取り扱いに従い、利用者の同意を得た上で上の介護報酬を上乗せして請求している事業者は対象外。

同市担当者は「第12報での通知は、利用控えなどで収益が減少した事業所のサービス継続支援としてだされた特例措置だが、利用者の同意が得られなければ報酬算定できないことから、事業所間でも不公平が生じていた。通所系介護サービス事業者等が感染症予防対策を行い、安全安心なサービス提供を継続するために必要な支援を行うこととした」と話す。

このほか、長野県上田市では利用者に対しての補助を実施。在宅サービスの支給限度額を超過した利用者に対して、限度を超過した自己負担額のうち、今回の「臨時的な取り扱い」による影響額を負担する。

飯田市 県内初の介護報酬特例の補助制度を創設

厚労省は6月に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」を発出、臨時に通所系、短期入所系サービス事業所を対象に、事前に利用者の同意が得られた場合は実際より時間区分を引き上げて介護報酬を算定できること等が示された。しかし、利用者にとっては実際のサービス利用より負担が増え、一方事業所は利用者から同意を得ることが難しいなど不合理が発生する取扱いとなってしまった。

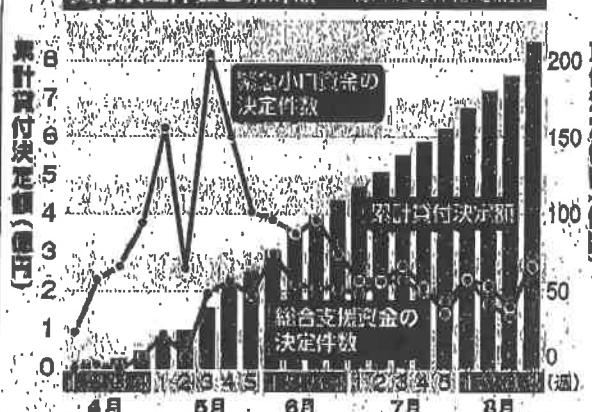
飯田市は対策として8月の臨時市議会に「飯田市通所系サービス事業者等感染症拡大防止対策支援事業補助金」制度案を提出し承認され、県内初となる介護報酬特例への補助制度が創設された。市の予算では補助金総額は8100万円が確保された。国から飯田市に交付されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約12億円の一部が活用されており、他自治体でも制度の創設が望まれる。

補助金交付額は「臨時的取扱いに準じて算出された報酬差額×9ヶ月分（2020年7月～2021年3月サービス分）」となる。申請時は2020年7月の報酬差額を基に9ヶ月分の補助金額が10月下旬に概算払いされる。市の留意事項によれば、補助金交付額と実際の報酬差額に不足が生じる場合は精算払いを行い、逆に超過している場合は市に返還することが示されている。

2020年9月1日 長野県保険医協会配信

コロナ禍困窮世帯

鳥取県内の緊急小口資金と総合支援資金の貸付決定件数と累計額 (8月4週目) (単位:件)



鳥取県内の緊急小口資金と総合支援資金の貸付決定件数と累計額 (8月4週目) (単位:件)

緊急小口資金の貸付決定件数
総合支援資金の貸付決定件数

鳥取県内の緊急小口資金と総合支援資金の貸付決定件数と累計額 (8月4週目) (単位:件)

緊急小口資金は最大20万円、総合支援資金は最大月20万円を3ヵ月間借りられる制度。総合支援資金の貸付期間は3ヵ月の延長ができる。いずれも無利子で返済保証人を必要もない。

が借りられるが、収支見通せない中、償還が始まる。年後までに利用者が生活を再建できなかれば未知数だ。

「自分に困る社会福祉協議会(社福)関係者は不安を感じます。

(佐々木謙)

県内の両制度の延べ利用

者数は2631人(8月31日現在)。貸付決定額は緊急小口資金が約2億9千万円、総合支援資金が約6億5200万円に上る。リーマン・ショックの影響で県内でも最も利用が増えたのが10年後の延べ利用者数が292人で、コロナ禍で生活に困る人がかつてない規模で増えていることが浮き彫りになった。

県社福によると、緊急小口資金の利用申請は、申請

審査が簡便化された4月下旬以降に大きく増加。県内

で緊急支援金が解除された6月中旬にピークを迎えた。

県社福によると、緊急

小口資金の貸付決定件数

は、4月から5月にかけて

急速に増加したが、6月

以降は減少傾向となっ

た。6月以降は、

緊急支援金が解除了

た6月中旬にピークを迎えた。

1年後開始に始まり

生活再建未知数、返済不安も

1年後開始に始まり

境港市熱中症対策エアコン購入費助成事業について

新型コロナウイルス感染症の流行下における熱中症対策として、エアコンの設置を促進し、生活環境の改善を図るため、下記の世帯を対象に補助制度を創設しました。

1 対 象

居宅にエアコンが無く、申請時及びエアコン設置時に市内に住所がある、下記の(1)又は(2)に該当する世帯

(1)以下のア～カの世帯で、市民税が非課税の世帯で、市税の滞納が無い世帯

ア 65歳以上の単身世帯又は80歳以上の者のみの世帯

イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者がいる世帯

ウ 療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯

オ 就学前の子どもがいる世帯

カ 18歳未満の者を養育しているひとり親世帯

(2)平成30年3月31日以前に、生活保護が開始された世帯

2 対象経費

・エアコンの購入費及び設置費

3 補助の額

・対象経費の2分の1(ただし上限が5万円)

4 設置期間

・令和2年5月22日～令和2年9月30日

5 申請期限

・令和2年11月30日

6 その他

・補助金を直接、設置事業者に支払うことができる受領委任払もできます。

・この制度は令和2年度限りで終了します。

お問い合わせ先
健康推進課 電話47-1122

R2.8.17全員協議会資料

一般会計補正予算（第8号）関係

（幼児・学校教育課）

1 学校再開に伴う感染症対策・学習保障に係る支援事業について

【事業の目的・内容】

各小中学校が、感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障を行うため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する。

（主なもの）

- ・消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加的購入
- ・教室等における3密対策として、換気に必要なサーキュレーター等の購入
- ・教室、保健室等における感染予防対策に必要なパーテーション等の購入

【補正予算額】

- ・小学校費 1,968千円（消耗品費1,276千円、備品購入費692千円）
- ・中学校費 1,571千円（消耗品費859千円、備品購入費712千円）

【財源】

学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業補助金（国1/2）

2 修学旅行のキャンセル料等の補助について

【事業の目的・内容】

各小中学校の修学旅行に係るバスの増便等の経費及び中止したり変更したりすることにより発生したキャンセル料等を補助することで、保護者の負担を軽減する。

（内容）貸切バス、宿泊費、昼食代、取扱手数料等

【補正予算額】

- ・小学校費 3,311千円
- ・中学校費 1,431千円

3 学校給食費の補助について

【事業の目的・内容】

新型コロナウィルス感染拡大による保護者の経済的負担の軽減を図るために、学校給食費を全額補助する。

【対象者】

町内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者

【期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（給食提供予定回数 200回）

【補助額】

(1) 令和2年度学校給食単価 小学校 278円、中学校328円

(2) 現在の保護者負担額 小学校 135円、中学校160円

(3) 全額補助に係る予算額

	児童生徒数	全額補助に係る額	返金手数料	既予算額	今回補正額
中山小学校	143人	7,950,800	40,626	4,283,000	3,709,000
中山中学校	99人	6,494,400	24,642	3,288,000	3,232,000
名和学校給食	393人	23,130,800	87,246	11,704,000	11,515,000
大山学校給食	459人	27,050,400	87,246	14,098,000	13,040,000
合計	1,094人	64,626,400	239,760	33,373,000	31,496,000

(4) 児童生徒1人当たり年間保護者負担額 (年間200食)

	補助なし のみ補助	牛乳8円 + 半額補助
小学校	55,600	54,000
中学校	65,600	64,000

・コロナの影響を受ける保育分野へ支援施策を設けた自治体

【保育要求項目】

1、国・自治体の責任で、非常事態・災害状況でも子どもの安全を確保し、発達を保障するために、保育・学童保育基準を引き上げ、職員の待遇改善を図ってください。そして、職員の配置基準を改善し、増員を図ってください。

鳥取県内では慢性的な保育士不足が起り、保育に支障も出てきている。2015年子ども・子育て支援新制度がスタートして、保育士配置の常勤原則の廃止、企業参入など実施主体の規制緩和、定員の弾力化、多様な保育の制度化により、より多くの非正規保育士や低賃金正規保育士が雇われるようになった。2015年度から「子育て支援員」という無資格者の認定資格制度が新たに設けられ、保育士資格がなくても資格者と「みなす」ことができるとしていることで、保育の質の低下と安全・安心の保育の提供が難しくなってきており。

保育士配置基準や面積基準は、今から72年前(1948年)に定められた基準が、原則現行基準となり、先進諸国の中でも最低の基準。また、保育所における子ども一人当たりの月額経費=公定価格は低く抑えられていることで、国家資格としての専門職に見合った賃金ではない。保育現場では休憩も十分に取れず、事務作業・保育準備などは残業か持ち帰りとなり、疲労感がたまっている状態。保育士の労働条件の改善は、子どもの発達保障の条件であることを考えるとき、保育関係者の待遇改善と保育基準の改善・増員は喫緊の課題である。

2、感染リスクがある中で奮闘している保育所・放課後児童クラブ職員に、自治体独自に「応援協力金」を支給してください。国による補助制度がないため、県に対して制度化の声を上げてください。

【自治体・県独自の支援策】

*保育分野への支援策を盛り込んだ自治体…職員への慰労金や手当に充てる補助金

島根県⇒事業名「保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金支給事業」

要 件⇒保育施設(認可外施設を含む)、放課後児童クラブ等で令和2年3/2~5/25の間に、5日以上勤務したすべての職員(常勤・非常勤・パートを含む)に一人5万円を支給する事業

負担割合⇒県と19市町村が25,000円ずつ負担。ただし、認可外は、市町村を通さず県が5万円負担する。

県は9月県議会で予算化⇒3億55,996,000円、年内までに全職員に支給。

山口県⇒事業名「保育所等職員応援給付金支給事業」

要 件⇒民間保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園等で令和2年3/2~5/24の間に、10日以上勤務したすべての職員(常勤・非常勤・パートを含む)に一人5万円を支給する事業(利用者と直接接觸した業務に就いた者)

負担割合⇒県全額負担。子ども政策課の事業費は約4億5,000万円

県は6月県議会で予算化し、対象職員にはすべて支給済み。

●福岡市⇒4/14「緊急事態宣言に伴う保育所等従事者に対する特別給付金

(新型コロナウイルス感染症対策)の支給を発表。

内容⇒緊急事態宣言下で、業務を続けている民間保育園や障がい児福祉サービス事業者等に対し、施設規模に応じて、1施設当たり上限60万円を給付する。施設を通じて、その期間中に従事して職員全員に配分するよう求めている。

●千葉県松戸市⇒慰労金や特別手当を上乗せする事業として、一律20万円を給付

- 大阪市⇒「民間保育所等応援助成金」を創設し、①保育料等の返還経費、②保育従事者への一時金、③消毒等の時間外手当、④保護者への電話やオンラインでの支援等の経費、と具体的な業務内容を上げながら、1園当たり25万円と加算分として在園時1人当たり4,000円を助成するとした。

国は、第2次補正予算で、医療従事者や介護職員らへの慰労金を組み込んだが、児童福祉関係の職員、保育士らは対象外とされたため、自治体が独自で慰労金を決めた例も出されている。
(山形県、山口県、岡山県倉敷市、札幌市、練馬区、山形市、秋田県由利本荘市など)

- 仙台市⇒保育士等児童福祉施設職員にコロナ慰労金支給事業として一人5万円を支給
- 目的**⇒7／27仙台市長は記者会見で、医療や介護サービスの従事者に対しては、国からの慰労金が支給されるが、同様に利用者との接触を伴っている保育士等児童福祉施設職員に対しても、市として慰労金を支給するとし、「慰労金支給事業」として予算計上した。
- 対象施設**⇒保育施設(認可外保育施設を含む)、幼稚園、児童クラブ、児童養護施設等で、計780か所。補正予算額6億9,458万円を計上。
- 条件**⇒2020年2／21～6／30の機関に、市内の児童福祉施設などで児童と接触を伴う業務に、10日以上従事した職員に対して、一人5万円の慰労金を支給。
児童福祉施設等に在籍)9／1時点)する職員で、職種や世紀・非正規の区別、勤務時間は問わない。

***保育所等での事業に対して、自治体独自の補助を設けた例**

- 横浜市⇒保護者に利用自粛を要請した結果、一時保育事業や延長保育事業などの単独事業で利用料収入が激減した。市は実績払いのため仕方がないと対応してきたが、事業を実施していない園等から支援を求める要望が相次ぎ、減収に対する補助金を設けた。
- 新潟市⇒市の委託で行ってきた病児・病後児保育で利用者が激減し、収入が落ち込み、運営が厳しくなっている状況を受けて、1事業者当たり200万円の補助金支給を決定した。
- 名古屋市⇒経済支援策として施設・事業所に応援金を支給。
- 小牧市(愛知県)⇒登園自粛に協力した家庭に、日数に応じて協力金の支給。

回答総数 73

%の分母は回答総数の 73

新型コロナウイルス実態アンケート第2弾

業種	卸小売	建設土木	製造	飲食	農林水産業	サービス他 ()
年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上

1. 2020年7月以降、事業にコロナウイルスの影響はありますか

- (1) ある (2) ない (3) 今は無いがこれからありそう
59 (80.8%) 5 (6.8%) 9 (12.3%)

2. 前年同月と比較して売上への影響（減少）はどのくらいですか

- (1) 10%未満 (2) 10~30% (3) 30~50% (4) 50%以上
5 (6.8%) 19 (26.0%) 21 (28.7%) 18 (24.6%)
(5) 増えた (6) 変わらない
1 (1.3%) 8 (10.9%)

3. 2で(1)～(4)と回答した方は、売上減少の理由を記入してください。

4. これまでに実施された国や自治体の支援制度は事業を継続するうえで十分ですか

- (1) 十分 (2) 足りない
7 (9.5%) 55 (75.3%)

5. 自由記述（困っていること、行政に求める支援策など）

ご協力ありがとうございました。

行政への申し入れに活用します。FAX・メールでの返送でも結構です。

鳥取民主商工会 TEL0857-24-5191 FAX0857-24-5192 Mail tori-mins@wind.ocn.ne.jp

売上減少の理由

- ・営業努力がたりないとコロナウイルスによる。(飲食)
- ・コロナウイルス (製造)
- ・新型コロナウイルスの影響か。(建設土木)
- ・飲食の予約が大きく減り、カラオケのお客様もすくなくなりました。(飲食)
- ・いろいろなイベントが中止のため (製造)
- ・7月に近くでコロナ患者さんが出たため。席をつめて入れないため、なかなかきびしいです。(飲食)
- ・来店されるお客様の減少。(飲食)
- ・仕事が出てない。(建設土木)
- ・客足伸びず。(飲食)
- ・材料の不品(建設土木)
- ・カラオケ喫茶のため。放送されたため。
- ・工事金額の違い。(建設土木)
- ・景気の悪化に加えてコロナの影響で部落の行事が中止になり酒が売れないと。(卸小売)
- ・コロナの影響で6月の終わりぐらいから仕事が少なくなって休んでいます。(建設土木)
- ・鳥取市内に感染者が出て、恐れている人が多い。
- ・お客様が全く来ない！！(飲食)
- ・元請がコロナで受注が中止になり、仕事が減少している。(建設土木)
- ・来店客の減少。(卸小売)
- ・お客様が来られない。(飲食)
- ・コロナにより販売先の売上の減少。(製造)
- ・5人目が出た後、キャンセルも発生し、あと団体のお客様がほとんどなかった。(飲食)
- ・下請けなので、元請さんからの仕事の発注がない。(建設土木)
- ・コロナで出控えや家で自粛など、それでなくても事業が悪いから。(サービス)
- ・人が出てこないです。(飲食)
- ・お客様が高齢で、家族に外出を禁止されている。(飲食)
- ・お客様が年を取っているため家人から外出しないよう止められておられます(サービス)
- ・自粛のため人の行き来が少なくなり、毎日の売上が少ないが商品はすぐに平等に買えるように。食材費のみ増えてきます。(飲食)
- ・メーカーの開発見直しによるストップ。(サービス)
- ・予約がキャンセルに(飲食)
- ・コロナ感染。(サービス)
- ・お客様の減少(サービス)
- ・団体のお客様、会社が禁止して飲食店への打撃(ダメージ)がかなり大きかったため。(飲

食)

- ・同業者の方（メーカー）合展個展を実施しなかった。（卸小売）
- ・親企業からの発注減。（製造）
- ・お客様の減少・20%位（飲食）
- ・お客様がいない（飲食）
- ・お客様のコロナウイルス感染予防。自粛（飲食）
- ・交渉が進まない（建設土木）
- ・人出が少ない。（飲食）
- ・予約宴会が中心ですので、予約はなくキャンセルも続いています。（飲食）
- ・団体客が入らない（飲食）
- ・お客様が来られなくなった。（飲食）
- ・来店客の減少（卸小売）
- ・コロナのため売上上がらず（卸小売）
- ・コロナでお客様が減少（飲食）
- ・お客様が来店しない（飲食）

自由記述

- ・再度定額金。（製造）
- ・行政の支援策を具体的に明記すること要望する。（製造）
- ・コロナの影響がこれ以上続くと不安ばかりです。（飲食）
- ・減税。（建設土木）
- ・今年をのりきれるか？（飲食）
- ・1年間を通じて仕事があること（建設土木）
- ・今後仕事が少なくなると思う（建設土木）
- ・コロナで国もお金を使い過ぎて、今後の税金が上がる心配。（建設土木）
- ・給付金を1回で終わりにしないで、2回3回支給してほしい。（卸小売）
- ・コロナが収束するまで商売が続けられるか不安。仮に収束しても、景気も戻らないから商売すること自体が難しいと思う。（建設土木）
- ・いまのところなんとかがんばっています。
- ・収入が全くない！！（飲食）
- ・支援審査が厳しい。支援情報が伝わりにくい。（建設土木）
- ・給付金の継続をお願いする（市30万）。（製造）
- ・もっと対策を実施している店等、何らかのアピールをしてほしい。協賛店のステッカーのみでは役に立たない。店の大きさによって経営もことなり、それに応じた支援が欲しい。（飲食）
- ・借入れをしましたが、この状態のままだと返済をするのが大変です。

- ・声の大きい人だけでなく、声は小さくても本当に困っている人の話をていねいに聞いてもらいたいです。(飲食)
- ・アルコール消毒、マスクなどの経費がかさむ。売上への影響がなくても支出が多くなったので、結果的に収入が減ってしまう。空間除菌できる機器への補助金などがあると助かります。(サービス)
- ・従業員の給料が大変です。(飲食)
- ・給付金をもらったがたりない。もう少し出してほしい。(飲食)
- ・食料品材料の高騰。消費税を5%に。(飲食)
- ・消費税を下げるか一時的にでもとっぱらってほしい。(農林水産業)
- ・今、鳥取でもコロナが出ているので、休みたい時もあるため、補助金を出してほしい(サービス)
- ・対応が遅くてすべてが後手で必要にせまられる方に声が届いていない(飲食)
- ・以前のように自由に個別訪問できにくい。コロナばかりでなく、何かにつけて慎重に対応を求められる(卸小売)
- ・高齢者にも耳を傾けてほしい(家族にも)仕事をしたり、孫を見たりで親を見ることができなくて、親の年金で施設に入れてます。でも病院や買い物は全部家族で出しますが、大変です。自分たちもギリギリで生活しているのにもう少し支援していただくと助かります。
- ・申請を簡単にしてほしい。(飲食)
- ・生きること全てに困っています。(飲食)
- ・収入減で生活苦(飲食)
- ・事業継続するために小さな会社にも手を差しのべてほしい。(建設土木)
- ・細かい保証(飲食)
- ・全面的に資金がありません。応援お願いします。(飲食)
- ・一時的な金支援(卸小売)
- ・消費税が10%は高い(飲食)

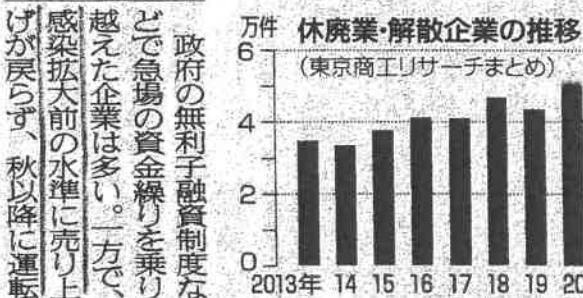
今年 大幅増見通し

休廈業・解散5万件超も

後継者難にコロナが打撃

2020年に休廈業や解散に追い込まれる企業は全国で5万件を超える可能性が高まってきた。経営者の高齢化や後継者難に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による業績悪化が追い打ちとなっているため。十数万人の雇用が失われる恐れがあり、地域経済への打撃は甚大。自治体や金融機関も含めた対策が急務になりそうだ。

(5面に関連記事)



日本海新聞

2020年 7月26日

東京商工リサーチによるところ、同社が現行の集計を始めた13年以降で5万件を超えた初めてとなる。19年は別に倒産件数も20年に7年ぶりに1万件に達するとは4万3348件だったの見方がある。

資金を確保できなくなり、会社を賣む例が多くなるとみられている。休廈業・解散は倒産件数

東京商工リサーチによると、全国の社長の平均年齢は19年末で過去最高の62歳。経営者の高齢化が進むと設備更新などに一の足を踏むケースが多く、収益が悪化する傾向にある。こ

と違い月単位で統計がたため、足元の情勢は見えにくい。ただ外出自粛の広がりや訪日外国人の激減で売り上げが急減した飲食業や宿泊業を中心に、営業をやめた事例が全国で相次いでいる。

東京商工リサーチによると、全国の社長の平均年齢は19年末で過去最高の62歳。経営者の高齢化が進むと設備更新などに一の足を踏むケースが多く、収益が悪化する傾向にある。この受け皿が減つてしまい、失業者増加だけでなく雇用の受け皿が減つてしまい、地域経済には死活問題だ。同社の友田信男常務取締役は「地域ごとに実情は異なる。だからこそ地元の自治体や金融機関、企業が一体になって会社存続や事業承継に真剣に取り組むべきだ」と話している。

の結果、後継者が見つかりにくくなる悪循環に陥る。

コロナ禍でこうした流れが鮮明になりそうだ。